

鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第52号

鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する告示

鴨川市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱(平成29年鴨川市告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 移動端末設備 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。

第3条中「受けている者」の次に「又は個人番号カードの交付を受け、かつ、移動端末設備を所持している者」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。